

令和元年度セーフティドライバー・コンテスト実施要領

1. 目 的

一般社団法人東京都トラック協会は、警視庁交通部主催の「セーフティドライバー・コンテスト」に積極的に参加し、協会会員所属の都内営業所（東京都内を使用の本拠とするトラックの営業所。以下同じ。）の運転者に通常の業務・運転活動を通じて交通ルールの厳守と運転マナーの向上を呼びかけるとともに、参加事業者の交通安全意識の高揚を図り、トラック運送業界を挙げて交通事故の絶無を期することを目的とする。

2. 主催等

主 催 警視庁交通部
協 力 一般社団法人 東京都トラック協会
自動車安全運転センター 東京都事務所
一般財団法人 東京都交通安全協会
関東交通共済協同組合

3. 実施期間

令和元年 7 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの 6 ヶ月間

4. チーム編成

会員事業者の運転者を対象とし、5 人 1 組でチームを編成し、コンテスト期間中の無事故・無違反（私用中の運転を含む。）の達成を目指すものとする。

但し、1 社における参加チーム数は、所属支部の登録車両台数相当の運転者数までとする。

5. 参加申込方法

(1) 参加申込みは、協会で別途定める「セーフティドライバー・コンテスト参加申込書」に「運転記録証明書交付申請書」及び「委任状（申請者一覧）」を添付の上、各支部を経由して協会本部運行管理部宛に申し込む。

(2) 上記申込みの必要書類等については、協会本部運行管理部より事前に各支部に配布する。

(3) 参加者の運転記録証明書申請に係る費用については、協会の令和元年度交付金事業の「運転記録証明書交付料助成事業・セーフティドライバーコンテスト参加支援事業」予算額を上限として充当する。

ただし、予算を超過する場合においても、支部負担もしくは会員事業者負担での参加を除外しない。

なお、当該コンテストに参加しているチーム会社が当該実施期間中に退会した場合には、各所属支部から本部運行管理部へ報告すること。

6. 参加申込締切日

支部を通じて、令和元年 6 月 14 日（金）までに、本部運行管理部へ必着とする。

7. 結果通知

コンテスト終了後、自動車安全運転センターから、各参加運転者の運転記録証明書が参加チームの申請代理人宛に郵送される。

8. 表 彰

(1) 無事故・無違反達成証

コンテスト期間中、チーム全員が無事故・無違反を達成した場合は、警視庁交通部から当該チーム全員に「無事故・無違反達成証」が贈呈される。

(2) 一般社団法人東京都トラック協会長 表彰状

無事故・無違反達成証が贈呈された参加事業者（都内営業所）には、協会長から表彰状が贈呈される。

(3) 警視庁交通部長 感謝状

成績優秀支部には、警視庁交通部長から感謝状が贈呈される。

(4) 一般社団法人東京都トラック協会長 特別表彰状

上記 (3) 警視庁交通部長感謝状を贈呈されなかった支部であって、当該受賞支部と同等の成績優秀支部には、協会長から別途選定基準に定める特別表彰状が贈呈される。

以 上